

平成29年第4回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成29年12月11日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	大越勇一君	7番	高橋一男君
2番	新井滄吉君	8番	今井利和君
3番	石山肖子君	9番	五十嵐辰雄君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	石井公一郎君
6番	坂本啓次君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	杉山英彦君
総 務 課	長	清水一男君
企 画 課	長	飯塚良一君
財 政 課	長	武藤武治君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	金子三千雄君
福 祉 課	長	石田通夫君
子 育 て 支 援 課	長	岡野成子君
保健福祉センター所長		須海満君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保険年金課長兼国保診療所事務長		中島頼明君
経済課長兼農業委員会事務局長		大越直樹君
都 市 建 設 課	長	石川篤君
会 計 課	長	飯島和代君
学 校 教 育 課	長	寺田寛君
生 涯 学 習 課	長	野田文雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	宮 本 正 裕
書	野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成29年12月11日（月曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） こんにちは、ただいまの出席議員は11名です。9番五十嵐議員から、所用のためおくれるという届け出がありました。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

7番通告者，3番石山肖子議員。

〔3番石山肖子君登壇〕

○3番（石山肖子君） 7番通告，3番石山肖子です。

今回の質問は、利根町を教育先進の町とする町長の構想と、その戦略についてお伺いするものでございます。

まず初めに、この質問の内容の前提となる考え方について申し上げたいと思います。

教育行政においては、費用対効果を数値にしてあらわしにくいとされています。しかし、幸いなことに、教育行政における費用対効果を最大限にする箇所、これについての知見が世界中で研究され、つくられている現状でございます。教育行政において、費用対効果を最大限にする箇所、就学前、学齢期、それ以降のどこに投資すれば将来最大の教育効果

があらわれてくるのかといった研究が、教育経済学と呼ばれる分野でなされつつあります。

このような知見も参考にし、利根町の特性にあわせた施策を行い、実際に投資した結果、その収益率を最大限にするような経済的行動として教育行政を捉えてはいかがでしょうか。

ただいま、町長が行おうとされている英語サポート校設立構想、これはどのような人間に成長することを目標とし、その手段として、なぜ英語サポート校を選ばれたのかご説明願います。

英語教育についての施策ですから、学校教育という範囲であることは理解ですます。しかし、教育によって育む人間像はどのようなものなのか、理解できた上で、これが、この事業が教育施策の中での手段であって政策目的にならぬよう望んでいるからでもあります。

先ほど申しあげました費用対効果についての研究でございますが、シカゴ大のヘックマン教授によりますと、投資をして、その収益率が最大になる時期は就学前の子供であるということです。特に少人数学級や子ども手当などのお金のかかる施策を行う必要はなく、少ない費用でできるソフト事業、これが肝心であると。そのソフト事業を適切な時期に行えば、子供の能力を開花させることができる、そのように発信している日本の研究者もおられます。

この利根町において、私が関係している教育についての感じ方ですけれども、例を挙げれば、学校における読み聞かせであります。感情豊かであることが子供のエネルギーとなり、自分の考えを持つ、そういった土台になるであろうという考え方です。家庭教育でできにくいこの読み聞かせという手段を、学校教育の中で補完する、そういう意味でソフト事業です。読み聞かせボランティアです。言語活動を充実させるという考え方でございます。

そこで、(1)の質問をさせていただきます。英語サポート校設立構想の位置づけについて。

これから協働のまちづくりを推進していく中で、学校教育、社会教育、家庭教育が相互に関係しながら、町ぐるみで、小学校区においては地域ぐるみで、子供を育てていく、育んでいく、そのような方向性は同意していただけたと思いますが、この英語サポート校設立という構想は、教育行政の中の目的、この中でどのような位置を占めているのかお伺いいたします。

以降の質問は自席にて行います。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、こんにちは。それでは、石山議員の質問にお答えをいたします。

英語サポート校の位置づけについてですが、教育行政改革の第一歩の取り組みとして考

えております。学力の向上やグローバル化・国際化社会を生き抜く力の育成、そして子育てにやさしいまちづくり等、さまざまな目的を達成するための先駆けとして、英語サポート校の設置を考えております。

議員のご指摘のとおり、これからの教育は、学校教育、社会教育、そして家庭教育がより一層連携を図り進めていかなければなりません。その第一歩として幼児期からの英語教育を柱とした取り組みを進め、この活動を小学生や中学生まで広げたり、他の教科の学習を行うこと等を考えております。

さらには、社会教育や生涯学習のコミュニティの中心として、幼児からお年寄りの方まで集まっていただけのような機能を有する場としての設置を考えております。現在、教育委員会を中心に、各部署において設置に向けて検討をしているところでございます。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 今、ご説明していただいた構想、これについて二つほど質問させていただきます。

（1）番の質問の中で、英語サポート校、これを幼児期から推進するというお話ですけれども、基本的に疑問が二つございます。一つは、英語教育をサポートということは、英語に限ってでございますが、これの目指すところが、私のほうには伝わってこないのです。

それで、一つには、ただいまの時代におきましては、学生がレポートを満足に書けないというような、言語活動の中での表現する力が衰えてきているということが言われております。その中でその言語活動を推進するためには、学校教育においては英語をサポートしていく、それはわかります。しかし、人を介していろいろな、一流の仕事をされている方、例えば、そういうような方と接して学んでいくという視点も、町長の考えには入っていると思いますが、それであれば、国際交流事業、例えば利根町の国際交流会は数年前にオーストラリアの高校生を受け入れて交流をしました。そのようなホームステイ受け入れ、それから、こちらから外国に行きまして体験をする、海外派遣をする、そのようなことのほうが大事なのではないかと私は思います。まず1点、その疑問があります。

それから、もう一つは、冒頭に申し上げましたように、どんな能力を子供たちに持たせてあげたいのか、そういう意味で英語というものは、私の考えですけれども、コミュニケーションをする道具であると、ツールであると、そのツールを使いこなせるようにサポート校というのはあると思うんですけれども、そもそも伝えたいことがその人間の中になければ、それは道具として会話はできるでしょうけれども、自分の考えをまとめて表現できるような子供たちにしたいという観点からでは、国際交流事業、こういうものに力を入れたほうがいいのかという素朴な疑問です。

これについて、いかがお考えかをお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 私が英語教育サポート校を東文間小学校にぜひつくってみたい、東文間地域であの小学校が唯一残っております。あそこに幼児期からお年寄りの方までさまざまな人間が集まって、英語だけではなく、ただ英語サポート校とは言っておりますが、教室はたくさんありますので、あの中で生涯学習やら高齢者の方と子供たちが触れ合う、また、一般の利根町の住民の方、英語の得意な方があそこに来ていろいろ子供に、英語だけではなくて、触れ合いの中から、遊びながら学んでいく、そういったものを私は実際に想像しているわけで、そういうものを皆さんと一緒につくっていきたく。

そうすることによって、これからの国際化社会を生き抜く力が身につくのではないかと、その中で外国に行くと、先ほど言ったようにホームステイと言うんですか、そういうこともできるようになるし、こちらに外国の方に来ていただいてホームステイしていただいて、いろいろなことができていくんじゃないかと。

最初からでは、ちょっと、そういうものを学んだ後に全て順番があって、いろいろなものができていくんじゃないかと思っております。まずは最初に、あそこでそういう教育をして、英語なり、外国語は英語だけではないんですけれども、中国語もありいろいろなものがあります。日本語の文章を書く力なども、全ていろいろなことができると思うんです。ただまとめて英語サポート校と言っているだけなんですけど、教室はたくさんありますので、これから町民の皆さんに委員になっていただいて、いろいろな話し合いをもって、あの中でどういう事業というか、英語サポート校だけでなく一番いいものをつくっていきたくと考えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） それでは、英語サポートというのが、まず初めであると、その中の一つであると、教室はたくさんつくっていくんだということですが、ここで私にご説明願いたいんですけれども、以前より私が提案申し上げます学校運営協議会コミュニティスクール、例えばですよ、このようなシステムを使っての地域が学校と協働していくような、そういう環境をつくっていくという一つのシステム、それから、学校支援ボランティアを活用してのボランティアの取りまとめみたいなものをすべきだということ、私は以前から申し上げてきています。

そこから考えますと、先ほどの質問のちょっと見方を変えて質問させていただきますが、なぜ東文間小跡地、こちらにサポートをする場所をつくるのか。小中学校の児童生徒たちの学力を上げるという明確な目的に向かって、地域住民はどのようにお手伝いをするかというところで、延岡市の学校支援のべおかはげまし隊というのを以前にもちょっとご紹介したんですけれども、これは小学校、中学校に旭化成のOBの方たちが数学、理科、このようなものの授業に支援に入る。学校で行う支援なんですね。これについては、もちろん学力テストの点数を上げるという目的もありますが、この団体が方針として、子供たちへの対応の仕方として基本的にみんなでルールとして持っているものが、見守り、寄り添い、

励ましと、特に教え込む、それから、指摘をすとか、そういう指導をするという意味合いではなく、一緒にともに学ぼうと、そういう姿勢をつくる場として学校支援のべおかはげまし隊というのがあるわけです。

今の町長のお答えからしますと、そこは一致していると思うんです。ただ、東文間小跡地にそのようなサポートする場所をつくるというのは、私にはちょっと理解できないんです。小中学校に地域のボランティアの方々が入って行って、その授業を支援するというイメージのほうがよいのではないかと、これは私の意見でありますけれども、学校の方に支援する、学校という場にボランティアの方々が入るというイメージはお持ちなのでしょうか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） あくまでも英語サポート校の位置づけというか、設置場所、全てのことに對してあそこにつくると、私、公約しましたので、東文間小学校地区につくります。

それと、今のご質問ですが、学校一つ一つにそういうボランティアの方々が入って支援していく、これもいい考えだと思います。だから、いいことは全てやりたいと、その中で、そういうことをやりながら一つにまとまれたらいいなど、東文間小学校跡地でお子様方から高齢の方々まで一緒に集まることの意味というか、子供って結構お年寄りの方と過ごしているとやさしくなるんですね。すごいやさしい気持ちになって、いろいろ賢くなると、そういうふう聞いております。親よりもおじいちゃん、おばあちゃんと仲よくしているほうが賢そうに思えるところもあります。

今の世の中は、本当に核家族で、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に過ごしている子供が少なくなっております。そういう意味も含めて、お年寄りの方も元気になるのかなと、全てをあそこで皆さんの意見を聞きながら、東文間小学校でやりたい、そういうふう考えております。

学校一つ一つでそういう支援、話し合いながら、それも議論していければ、やってくれる人がいればいいのかなと考えております。

その詳細は教育長のほうから答弁していただきたいと思います。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） そうしますと、学校をその場にするということも視野に入れていただけるということで了解してよろしいでしょうか。

それで、考えますのは、例えば東文間小跡地、これが教科をいろいろなものを対象にして、例えばボランティアのステーション、ボランティアセンターのようなイメージでお考え、やるということはちょっと理解できました。

先ほどご紹介しました学校支援のべおかはげまし隊というところは、もちろんこれは学校教育についての企業なんですけれども、先ほどおっしゃったように、やはり一緒にいる

ことで育まれる精神的なエネルギーですね、これが、のべおかはげまし隊においては県の高齢者福祉の部門で表彰されたそうなんです。というのは、退職された方々が学校に行くことによって元気になり、身だしなみも朝整える、そのような福祉的な意味でも注目を浴びているということで、ぜひこのような学校においてのことも視野に入れておいていただき、私の考えですけれども、先ほど申し上げたようなボランティアセンターのようなものがよかろうかなと。

次の質問にまいります。それで、町長のおっしゃる、目指す将来の子供たちのイメージというのは少しわかってきました。教育行政について、町長が町長になられた以降、7月以降ですけれども、その間に、今回、教育委員会制度が変わりました。それによって総合教育会議というものが入ってきておりまして、私の認識では、町長と教育委員会が教育行政の方向性を共有するために、この総合教育会議を、町長が招集される。そしていろいろな議論をされると理解しております。

もし町長が教育先進の町、これを目指すのであれば、この総合教育会議において、町長のお考えを教育委員会のほうに伝える、そういうことを早速やらなければいけなかったんじゃないかなと私は思っています。何回か開催されたのかなと思っていました。それが今回、傍聴させていただきましたけれども、第1回の総合教育会議、これは小中学校の適正配置についてという議題で議論されているところを拝見させていただきました。なぜもっと早くこの総合教育会議が開かれなかったのかと、ちょっと疑問を持っております。

これから、この総合教育会議についてどのように活用されていくのか、そのビジョンをお伺いしたいと思います。そのために（2）の質問では、この総合教育会議が何回開催されて、それから、内容はどのようなものであったのか、それから、今後の予定はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） それでは、町長招集の総合教育会議についての質問にお答えをいたします。

私の公約に掲げている義務教育学校の導入と、小中一貫教育の推進を図るための第1歩として、11月22日に「義務教育学校、小中一貫校の検討も含めた将来に向けての小中学校適正規模・適正配置等について」という議題で、平成29年度第1回目の総合教育会議を開催いたしました。

人口が減少傾向にあることから、児童の集団活動という観点からも影響を及ぼすことが懸念されておりますので、将来を見据えた小中学校のあり方を早急に検討する必要があることから、教育長と教育委員の方々との協議をいたしました。

教育委員会に、義務教育学校を含む小中学校の適正配置等について調査検討する機関を設置しまして、来年1月より調査検討を進め、平成30年度内には、教育委員会において、小中学校の適正配置等の基本方針を作成する方向で合意がなされたところであります。

今後の開催予定ですが、例年、2回程度総合教育会議を開催しておりますので、教育課題、重点施策等について、年度内にもう1回会議を開催したいと考えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 11月22日に総合教育会議を開かれ、具体的なテーマを持ってこれから小中学校の適正配置について、その他についての検討委員会を設置して活動されている。これについては理解をいたしました。先ほど来より私が教育について、教育行政全体についての町長のお考えをお伺いいたしました。そして、学校教育、社会教育、家庭教育が相互に連携しながらやっていくんだと、そのようなお考えがあるわけですから、根本的な教育についてのお考えを、この総合教育会議においては議論というか、表明されたのでしょうか。先ほど来、言ってますように、この教育総合会議は、町長と教育委員会が行政の方向性を共有することなんだと私は理解いたしますので、その辺はお話されたのでしょうか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今現在、利根町の子供の出生率が2年連続で50人を割っていますので、ということは、その人たちが入学するにはあと5年ぐらい、四、五年で1年生に上がってくるわけで、そのときになるとほとんど一つの、利根町全体で2クラスずつぐらいの小学校になってしまうということから、一貫校ありかなということ、その方向性、それと、私が公約で掲げました義務教育学校、これはどうかなという点で話を進めてくださいということで、教育委員会に話をしたところです。それに向かってこれから話し合いを進めていくと。その中でいろいろ議論しながら、一番いい方法を選んでいければと考えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 先ほどのご答弁では、年2回ほど開催していたので、今回も年度内で2回行うということをおっしゃいましたが、町長になられまして、地域ぐるみで教育を行っていくんだということもやりたいと私は理解しますので、その辺を協議するのに2回では足りないような気がするんですけども、それは必要に応じてふやされるのかもしれないですね。それは、ふえる可能性はあるんですか。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 教育総合会議の件についてご質問いただきましてありがとうございます。

あくまでも、この教育総合会議につきましては、教育委員会の案、それから、いろいろな課題等を含めまして、町当局との連携と言いますか、つながりをして、もともとは教育委員会だけで決められるような中身じゃないものを、町部局と一緒にあって、町の発展、教育行政の発展に結びつけるものでございますので、今、石山議員がおっしゃられましたように、いろいろな課題が出てきたときは、1回、2回じゃなくて、3回でも4回でも、

これは何回1年間に持たなきゃならないということでもないのです、教育委員会のほうから町当局のほうに、町長の意見を含めて聞く会議として何回でも持って、いい教育行政が進められるように進めていきたいと思っています。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） それでは、最後の3番の質問に移ります。利根町の教育大綱について。

これが、今、教育長もおっしゃったように、未来への投資として教育行政を捉えて方針を決めていく、そのために総合教育会議があり、適宜これで議論をしていくと。新しい教育委員会制度になりました後に、教育大綱というものが策定されております。こちらの意義というものは、私の理解では、やはり教育によってどのような力を持った、能力を持った子供を育みたいのか、付加価値ですよ、魅力的な教育のある、教育の先進の町とするにはどのような人間像を描いて、どのような力が必要か、そういうものを定めてこの教育大綱に表現しなければいけない。これが基本だと思います。

この教育大綱について、既に定められているもの、これは私も拝見いたしましたが、これらの中に基本姿勢というものがあります。教育の現場を優先した取り組みを推進するという姿勢ですね。それから、具体的な施策や事業を決定するに当たっては、広範な市民の意見を集約し、保護者や地域関係者と議論を重ねる、それから、PDCAサイクルにのっとった事業を考えていく、そういうことの基本的姿勢をもって教育大綱はつくられたと思います。

この教育大綱の内容について、ちょっとご説明いただきまして、これから教育先進地の町として利根町をつくっていくことから来る、この教育大綱の改定、これは努力できると、改定できる、適時見直していくという表現がされていますので、改定もできるわけです。でも、この策定された教育大綱に基づいて、先ほど来おっしゃっているような政策をやっていくのか、改正を視野に入れていっちゃうのか、2年後、3年後にまた改定されるのか、その辺の状況をお伝えください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 利根町の教育大綱についてのご質問にお答えをいたします。

利根町におきましては、平成27年度に平成28年度から平成32年度までの5年間を対象期間とした利根町教育大綱が策定されております。

「豊かなこころと創造性を育む教育を目指して」を基本理念に掲げ、「よりよい環境づくりの推進」など、目標や施策の根本となる方針を10項目定めております。

教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、第4次利根町総合振興計画との関連性を図り策定されておりますが、教育をめぐる社会情勢の変化や町の総合振興計画、また、基本計画などと関連性を図りながら、必要な見直しを適宜検討することになっております。

現在、平成31年度から平成42年度までの第5次利根町総合振興計画の策定に向けた作業を進めており、平成30年度内には、計画を策定する予定でありますので、関連性を図る上でも、その時点で必要な見直しをしたいと考えております。

教育大綱の内容については、教育長のほうから答弁させていただきます。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 今、町長が述べたとおりで、教育大綱につきましては、利根町の第4次総合振興計画、この冊子で出ているものですね、こちらの中から教育にかかわる部分を抜粋して、そして教育委員会の内容等を盛り込んだものが、この冊子になっております教育大綱としてつくられております。

平成27年度に、3年前になりますけれども、この教育大綱というものを全県下で、ひいては文部科学省のほうから、このような独立したものをつくれという趣旨のもと教育大綱がつくられました。

これは、各市町村ごと、もちろん茨城県にも教育大綱というのがございます。それらを参考にしまして、利根町としましても教育を優先とした柱建て、生涯学習、社会教育を含めた中身がこの中に含まれております。

ただ、当時はその振興計画を中心とした流れのものでございましたので、教育委員会独自のものではございませんでしたので、できればこの冊子の中から独立した、教育委員会独自のものを町長部局と相談をして、そういう教育大綱を、冊子のものをつくり上げていきたいなど、私の考えとしては持っております。

基本的なものは、この教育振興計画でございますので、これが平成30年度に改定になって、第5次の総合振興計画ができてまいりますので、それとタイアップした教育の中身を抜粋しながら、教育委員会の中身を含めて教育大綱をつくり上げていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） ただいま9番五十嵐議員が入場いたしました。

石山議員。

○3番（石山肖子君） 教育長がおっしゃったように、私も具体的な振興計画、教育大綱が目指すべき教育を表現するものであって、そこに向かって町民一丸となってやっていくときの具体的な計画、これが必要であろうなと思っておりました。

教育振興計画により、具体的に町民がどのような協働をしていけばいいかというのがわかるようになると思いますので、こちらのほうは、ぜひ推進していただきたいと思います。

最後に、教育大綱について私が質問いたしましたのは、これはホームページのほうにアップされていますけれども、やはり町民の関心が、そこを見られる人というのはそんなにいらっしやらないのかなと思いますし、手段としては、もうちょっと工夫をしていって、こんな町にしたいんだ、こういう教育先進町にするんだということを、目に見える化して

いただきたいなということがございます。

町長のほうでは、またこれから必要に応じて教育大綱なりを改定されていくのでしょうかけれども、やはり表明することによって、表明をしないこととの差というのは、絶対的にあると思うんです。これは先ほど冒頭に申しました教育経済学の立場での研究においても、やはり何かを改善しようとするときに、その先にある姿を明示することが、おのおのの事業の効果について影響を与えるという研究がございます。これについては、また後ほどご紹介をいたしますので、ぜひ教育大綱において、町長の考えをお示しくくださいますようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

暫時休憩といたします。

午前10時42分休憩

午前10時55分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告者、5番新井邦弘議員。

〔5番新井邦弘君登壇〕

○5番（新井邦弘君） 皆さん、こんにちは、傍聴者の皆様は、3日目に引き続き本当にお疲れさまです。ありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

住民の行政参加について。

我が国は民主主義の政治形態をとっており、地方自治の直接請求などの直接参加と、長、議員を選挙する間接参加が基礎となっております。住民には、我が町をいかにおさめるかという住民自治の観念が薄いように思われます。

従来、住民パワーとか、住民運動が全国に広がりましたが、住民が自治に目覚めたとか、行政を住民の手に戻すということで評価はできる部分もありましたが、一部にはごり押しととられかねない面もあったことは事実であります。

そこで、住民の自治意識を向上させ、自分たちの町は自分たちがつくるんだという意識を持たせるために、行政の一部に町民の参加を求める、町民が自発的に参加をするような啓蒙は考えられないかどうか。

国には行政手続法がありますが、地方自治法には適用されませんので、新たな施策を実施しようとするとき、どう考えるのか意向を調査し、どのような方策が考えられるのか、町長の所信をお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは新井邦弘議員のご質問にお答えをいたします。

住民の行政参加についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、住民自治意識の向上、自発的な行政参加につきましては、これまではなかなか実践されなかったように思いますが、私も議員と同様に、その必要性を強く感じております。

まさに、それを実現するため、私は、住民自治基本条例の制定を公約に掲げたわけでございます。この条例は、住民、議会、行政のそれぞれの役割や住民の参画について規定し、住民の参加意識の向上を促進していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） 先日もいろいろな議員から質問がありまして、住民自治基本条例に対話型行政の推進を思っていると町長が言われましたけれども、その答弁で、平成30年、31年、約2年かかって住民自治基本条例を作成するというお話でありましたけれども、町長が言うように、今必要なのは過疎地域指定に、平成29年4月1日から利根町は指定されました。この2年間というのは、かなり期間的に長過ぎるんじゃないかと私は思います。なので、私は違った方向で、もうすぐに住民の意見を聞けるような機関をつくっていただきたいと私は考えております。

そこで、飯塚企画課長が言われたように、ワークショップを開いているということでもありますけれども、ワークショップはいろいろな公聴会と同様に、時間的、空間的にも、町民が参加できる制限がかなりあると思います。例えば町民はゼロ歳から90歳、100歳代までおりますけれども、その点、これからのワークショップの運営方法について、課長はどういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） 先日の花嶋議員の質問でもお答えいたしました。総合振興計画の策定時にワークショップを行っております。それに加えて、中学校の中学生を対象にしたワークショップも考えているところでございます。

今後ですが、住民意見を聞くという点では、ワークショップは非常に有効であると感じました。昨日、最終の3回目を行ったわけですが、参加者の皆様には、町の知らないことを知ることができたとか、知らない方々と意見を交えることが楽しかったであるとか、また参加したいとかということがありました。

総合振興計画だけではなくて、今後、行政運営をしていく中で意見を聞きたいというときには、テーマを変えながらやっていくのも一つの手法ではないかと考えております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） おっしゃる意味はよくわかりますけれども、今、地方自治体においては、行政運営の中で住民参加を促しているいろいろな建設的な意見、アイデアを生かそうという動きが強まっていることは、皆さんも周知の事実だと思います。

ただ、ここで、住民と行政側で多分温度差がかなりあると思うんです。今、利根町で起

こっている課題，それから，町民が考えている課題，この差がかなり広がっているような気がします。そこで，幾ら一方的に行政側からこんなふう提案をしても，町民は直接的に私たちは関係ない課題だよねと，そういうふうにとる町民もいらっしゃると思います。

そこで私がちょっと私的に思うのは，要は時間的にとれない10代，20代，30代，40代，こういったサラリーマンの方もいらっしゃるし，仕事，お昼に頑張っている方々もいらっしゃる。そこで，利根町はホームページを今開設しておりますけれども，ホームページで幾ら公募しても，なかなか町民の方が興味を示すことは難しいと思います。

そこで，例えば過疎債というか，過疎指定地域になったので，過疎地域に対してのこれからの利根町のあり方，皆様のアイデアをどうか利根町のために役立ててほしいというような提案を，まず少し「広報とね」とか，利根町のホームページに出して，そこでどんなアイデアでもいいと思うんですよ。そこで町民の若い人たちのアイデアを聞きながら，それを行政の方々，議会の方々に推しはかっていただいて，そこでもしそれが一つ採用できたのであれば，その若い人たち公募してインターネット会議を，今はそういう時代でありますので，例えば夜でもそういった時間でいろいろな意見を伺えると思うんです。そういったことに行政側としても進んで取り組んでいただきたい。

でないと，町民はいろいろな年代がいます。これからの利根町をつくっていくのは若い世代，これがどんな考えを持っているか。我々議員の責任もあると思いますけれども，議員になる方も20代，30代，40代，こういう方々が利根町議会に立候補して，利根町を運営していくんだという気持ちにさせるためにも，そういった周知徹底をして，利根町をこういうふうに変えていくんだという姿勢が，行政側に求められていると私は感じます。

なので，飯塚企画課長，その点を踏まえて，これからどういうふうに進めていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） 議員おっしゃるとおり，20代であるとか，30代，若い方々の参画がなかなか，集めようとしてもなかなか集まらないというのが現状でございます。その辺は，我々も危機的に感じておりまして，何らかの手法を検討しなきゃいけないとは思っております。

その中でシティプロモーションなんかでも取り組んでいるんですけども，町に対して興味を持っていただく，単純に行政の事務内容ばかりではなくて，まず引きつけるということが大切なかなと思っております。それは，ちょっとした文化財であったりとか，ちょっとした出来事であったりとか，そういうものからどんどん引き込めていけたらいいなと思っております。

それと，アイデア募集ですけども，これも役所の企画課内でもいろいろ検討しております。若い職員のアイデア募集を何とかできないかというのも考えております。

一般の住民の方のアイデア募集につきましては，これからということになるんですが，

その手法としては、当然、インターネット、SNS等は有効な方法であると思っております。ただ、過疎地域になったので何かいい方法はないかというのは、ちょっと広い、余りにも広過ぎて、意見としてはなかなか出てこないのかなと思いますので、ちょっとそこは工夫を凝らして興味を引くような投げかけをできれば、多くの方が興味を持っていただける。興味を持っていただけると、そこに意見が発生してくるのかなと思いますので、そのような方法を検討していきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） そういった意味では、4年前から始まった町民協働予算枠事業でいろいろなNPO団体、それから、町民団体が行政に対してプレゼンテーションをして、利根町のためにこういった企画をしたいということが今行われております。この近辺でも柏市、印西市、我孫子市でもそういった協働事業というのを提案して行っております。

しかし、現在、利根町の予算は、金額の上限は決まっておりますけれども、この上限枠をもう少し、上限ですね、例えば100万円あっても30万円でもいいですし、50万円あっても100万円の上限があればいいと思うんですけれども、そのいろいろな企画によって金額が変わってくると思います。

ちょっと話逸れましたけれども、この協働予算枠事業について、予算の30万円という金額がありますけれども、この上限の設定をもう少し上へ上げて、そうするともっとも町民が、今まで30万円じゃできないけど、こんな事業もやってみたいなと言った人がNPO団体とか町民の中でも出てくる可能性はあると思います。

先日の会議で答弁がありまして、財政課の武藤課長のほうから屋上開放ということで、その予算が減額補正になりました。そこも、本当でしたら桜まつりとか、花火大会とか、そういうときに町民に開放して、そこでいろいろな利根町のよさを知ってもらう。桜の夜景を見ってもらう、そういったことも考えられたと思うんですけれども、これはあしたの質問でまた質問しますけれども、そういうところを、行政も温度差、確かにいろいろな管理面で、防犯面で利根町の駐車場を使用させていただければいろいろな弊害があると思いませんけれども、そこをもう少し角度を変えて考えていただいて、やっていただけたらいいなと思いますけれども、その点について、町長、いかがお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 協働事業の件ということで、予算枠を上げられないかということだと思えますけれども、私が就任して協働事業は3カ年の事業だよということで、3カ年で切れて、たくさん、何とかこの予算を1年間延ばしてくれないかということで来てまして、でも執行部では、3カ年上げたものについては打ち切りだよという返事をいただいております。

今後は、いろいろな事業をやっている団体の皆さんが、独自で努力して資金を集めるな

りしてやっていくのは大変だなという考え方も一方では思っております。そのあたりを精査しまして、どういう方法がいいのか、これからの課題になると考えております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） 先ほどもちょっと、冒頭に入りますけれども、住民自治基本条例、これ2年ぐらいかかるということで再三説明はいただきましたけれども、この期間、町長は4年間の任期なので、平成30年、31年、それで例えば自治基本条例ができたとしても、1年半ぐらいなわけですよ。そうすると、町長の公約にあったように、ガラス張りの経営、それから、住民自治基本条例で町民の声を聞くというようなことが、少し短過ぎるんじゃないか、そういった面で町長としては、その平成30年、31年の2年計画ですけれども、この住民自治基本条例というのはどこの市町村でも今立ち上げようとして、上がっているところもありますけれども、そのスピードアップということに対して、もうちょっと迅速に動いてみてはいかがかなと思うんですけれども、それに対して、町長はどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） この5カ月弱ですか、就任して4カ月ちょっとなんですけど、住民自治基本条例については、住民の方を交えて、企画課と一緒に話を進めているところですよ。

予算も関係してきますので、当初でその予算を組んでやりたいと考えておりますが、2年間あいてしまうということで、「広報とね」の一番裏に町長への手紙、自筆で住所、氏名を書いていただければ返事を出すということで、当初、メールと投書以外に「広報とね」の文書のところに、切手を張らないでも投函できるものをつくりました。それで意見を聞いていくと。

それと、今、ランチミーティングを一般の方もやっています。申し込みも結構あるので、その中で11時半ぐらいから12時半ぐらいの1時間、いろいろな意見を聞いているところでございます。

職員の若い方たちともランチミーティングが相当進んでいますので、意見を活発に出していただいて、飯を食いながらいろいろな意見を出して、いろいろ話し合っているところでございます。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） わかりました。

ただ、町長への手紙とか、そういったものは各市町村で本当にやっていることなので、いろいろな本音の気持ちが出るかどうかというのは、ちょっと私、甚だ疑問ではあります。ただ、行動するということが多分大事だと私は思います。

そこで、協働を利用して行政に過度に依存していることはないのでしょうか。この利根町という町で、協働という名をかりて、例えば助成金なり、そういったものを行っている

団体が無いのかどうか。協働とは、住民と行政、それぞれの主体性と自発性のもと、互いの特性を尊重して対等な立場で、利根町のために、いい町にするのを目的として協力していると思います。

これは、職員の方々もよくわかっていただいて、町民の方はそれとともにいろいろなことを企画して立案して、早い段階からいろいろなイベント、企画に立案していくものだと思います。ですから、町民と行政のお互いの情報の共有化、これは多分今から大事になってくるとは思います。そして、またこれからの協働のまちづくりに対しても、絶対に欠かせない問題だと思います。

協働、協働っていい言葉なんですけれども、その名をかりていろいろな隠れみのにしているような団体もあることはあると思いますけれども、これから先、利根町として本当に過疎地域指定になったので、いろいろなソフト面、それから、町長も言われているように、町長報酬を半減して福祉バス、それを1台から2台、3台ふやすということでお話ありましたけれども、福祉バスの利用状況を考えても、本当に町民が免許証返納を考えると、そのための足とするのであるならば、福祉バスの1台の増車よりも、デマンドタクシーみたいにドア・ツー・ドアで町民の足を確保する、これが最も必要なことではないかと思います。

最後になりますけれども、町長が公約で言われているように、トップダウンよりボトムアップと言われております。ボトムアップ、多分大事です。いろいろな人の意見を聞いて、利根町の町政のために頑張るということも大事だと思います。しかし、ときには町民のために強いリーダーシップをとってトップダウンでやる政策も、これからは必要になってくるとは思います。それが多分リーダーに求められている資質かと思っています。

ですから、トップダウンからボトムアップへとチェンジをしましたけれども、それに対して町長は、これから先、いろいろな話を聞いてトップダウンで施策を早急にやるという政策も必要になってくるとは思いますから、そのとき町長はどのような対応をおとりになりますか、お伺いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） ボトムアップよりトップダウンが必要なときもあるんじゃないか、1人の考え方って私思うんですけども、1人の考え方では解決できない問題もたくさんあります。その中で課長なり、いろいろな議会の皆さんなり、いろいろな住民の方なりの意見を聞くということは、必要なことだと思います。なので、やっぱり皆さんと話し合っただけで事を決める、1人で決めるのは、私はいいい考えではないんじゃないかと。

それと先ほど言いましたデマンドタクシー、デマンドタクシーは新井邦弘議員もご存じかと思いますが、布川交通に委託しています。もう1台ふやすことによって、台数が決まっておりますので、布川交通はタクシーを1台減らさなきゃならないんですね。500円かかりますけれども、デマンドタクシーをふやしていいか、布川交通とも話し合い

を進めないと答えは出せないんじゃないかと考えております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） 町長，そういう意味じゃなくて，無料の福祉バスを1台ふやすことよりも，無料でデマンド型タクシーみたいな形態をとれないかというようなお話なんですよ。ですから，デマンドタクシーは2台運行していますよね。ただ，免許返納者のための，町長が報酬を半額にしてそれを福祉バスの増車に充てるというお話だったので，福祉バスはあくまで停留というか，場所におりています。ただ免許返納者に限り，そういった登録をしながら，そういった形態をとれないかという質問なので，それに対してお答えいただけますか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） デマンドタクシーをドア・ツー・ドアみたいのもう1台別にふやすなり，別の組織で，ということですね。

これから，それは議会の皆さんともお話をさせていただいて，課長連中とも，住民の皆さんとも話しをしながら決めていかなければならない問題だと思っております。利根町，特に高齢者が多いので，これから先，足の確保というのは大切なことになってくだろうと，私も考えております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） 以上で私の質問を終わりにします。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。

午前 11時18分休憩

午後 1時00分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番通告者，2番新井滄吉議員。

〔2番新井滄吉君登壇〕

○2番（新井滄吉君） こんにちは，2番新井です。

私はきょう非常に緊張をしています。なぜかと言うと，分野が農業問題で，私はよく知らないんです。だから，この問題を知ってから勉強したので，今までとちょっと勝手が違います。でも，この種の問題は非常に利根町にとって，あるいは茨城県にとって本当に重要な問題だと感じます。

北海道はこの種子法を，政府が，国が廃止しても，北海道は独自にやるというように決定しました。ですから利根町も，農業の根本が利根町，茨城県はものすごく農業の大きいところなんです。その茨城県でも北海道に見習って，種子法を廃止するのではなくて，日本の種を守ると，モンサントなんか吹き飛ばせというくらいの元気をもって，茨城県，

利根町、この種子法を守るように運動をつくっていかないと私は思います。質問なので、余り怒鳴ってもしようがないんですけども、それくらい私は、この種の問題は危機感を持っています。

では、質問します。この間、いろいろな選挙が軒並みあって、私も非常に追い回されました。皆さんもそうだと思います。だけど、こういう中であって関心が、加計問題とか、そっちのほうに向いているときに、ほかの問題に向いているときに、農業の人は本当に知らないうちに種子法が廃止された。この政治的な背景というのは、皆さん、後からじっくり、今からでも遅くないです、勉強したらいいと思います。

日本がかつて戦争にばあ一つと持って行かれたように、まさに今まで日本の地域が、各県が営々として種を守ってきた、それを、工業を、自動車を売るために農業を人身御供に提供して、そしてTPPの取り引きをするとか、その問題が全部絡みます。

私はこの問題を、国は各県に通達を出した。そして茨城県にも来ています。その指導が、この種の問題で利根町にどういう指導があったのか、それをまず聞きたいと思います。まず1点目はそうです。

2点、3点、4点とありますけれども、あとは自席で行います。よろしくをお願いします。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員の質問に対する答弁を求めます。

大越経済課長兼農業委員会事務局長。

〔経済課長兼農業委員会事務局長大越直樹君登壇〕

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは、新井滄吉議員のご質問にお答えいたします。

種子法廃止について、県からの情報提供、指導はなかったかのご質問ですが、主要農作物種子法の廃止につきましては、公益社団法人茨城県農林振興公社穀物改良部の平成29年6月の事業推進会議時に情報提供がありました。

農林振興公社としても、主要農作物の生産及び品質向上に欠かせない優良な種子を安定的に供給することは、農業経営において重要な事項のため、引き続き現行同様の役割を担えるよう努めるという説明がありました。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 今までどおりやるということは、各県がどうも同じような内容なんですね。残念ながら内容は無いんです。それで、県が今、主導権を握って各農業の主要な稲とか裸麦とか小麦とかの種を守っているんですね。それが何を言っているかと言ったら、この導入に当たって民間の活力を利用すると、聞こえはいいですね。民間の活力を導入する、でも農業では既にやっているんですね、それは。私もよく知らなかったんです、今回勉強してよくわかったんです。決して民間の事業の妨害はしていない、情報も提供している、それをなぜここで、いきなり法を廃止するまでに持ってきたか。そのところのあれを、私たちがちゃんと調べなきゃいかん。

経団連はこういう方向に行っているんだけど、それから、今の政府も行っているんだけど、なぜ行っているのか。それはT P Pの取り引きで、何かで人身御供を出さなきゃいかん、それを農業で、農業を提供しようとしているんですね。今の政府は、残念ながらそういう方向で、日本の工業製品を買ってもらうために農業を犠牲にしようとしている。そこのところは、農業県あるいは農業の町、利根町としては押さえなきゃいけないと思います。

今、例えば2,000円ぐらいの種が、今度新しくなると2万円ぐらい、10倍ぐらいの状態になるんですね。農業を守る、発展させる、所得を上げる。ところが5倍から10倍、今度種の値段が上るとも言われています。10倍でなくて、5倍から10倍という言い方もあります。ですから、農民は間違いなく所得は減ります。なぜなら原価が上るからですね。これを北海道みたいに、茨城県は種子法を自主的に守るという運動をしていかないと、農業県、農業の町の利根町は吹っ飛びます。農業がだめになります。そこのところを、私たちは危機感を持ったほうがいいと思います。

私も、これが5日に発売されて、2回も見て、私はぞっとしました。農業がだめになる、ぜひ担当課長も読んでほしい、本当に危機感を持ちます。

日本の農業というより、茨城、利根町の農業がだめになったら、日本の食糧危機はまた起こります。私もまだ十分に勉強していないからあれですけど、まあ私もこの間、必死になって種の問題も勉強しました。これはつい最近、アメリカで賞をもらった権威ある人が書いた本です。これもまだ2回目、途中までしか行っていないけど、本当に種は人間の食糧を支える命です、本当に。これを読むと、種なくして農業はあり得ないし、人間の生存はあり得ない、種をずっと人間は守ってきたような歴史ですね。その種を、今度は何をする。民間事業者というよりは、アメリカのモンサントを中心とした大企業が種を乗っ取る。その情報を提供する、そういう法律をなくしたんですね。

自由に今まで地方自治体は何十年とやってきた種を守る活動を、予算をなくして自由化する、情報を提供する、今まで積み上げてきた知識を、情報を民間事業に提供する、それもモンサントですよ、モンサント、遺伝子組み換えの世界的な企業に提供するというふうに見たほうがいいと思います。

そういうのも本当に、勉強をすればするほどぞっとします。まさに知らぬ間に戦争に持って行かれたと同じように、まさに、また、また種がやられる。種がやられたら、あしたから本当に食糧危機になるんですよ。全世界でいろいろな教訓が出ています。

遺伝子組み換えの国が二十幾つあったのが、去年でも二つ、遺伝子組み換えをやめる国が出てきました。遺伝子組み換えがいかに怖いかというのは、導入してきたときは勉強が盛んでしたけれども、今、消費者運動の中でも女性たちが担っています。男たちは、日夜の稼ぐ活動に追われて、そういう命、安全を守ることには目が行っていない。残念ながら、そういうことがおろそかになっている。そこへ持ってきて安保法制の問題、いろいろな平

和の問題を、あるいは教育問題に目を奪われたときに、こういう種子法などをふっと持ってきて、ふっと通しちゃう。本当にそうですよ。

マスコミもほとんど取り上げなかった。だから、農民も知らないし、農協の幹部も知らない。一部は知っていたけどね、だから私もびっくりしたんですよ。それで、今、ここで怒鳴っているんです、本当に。危機的な状態になるんだ、私は狼少年にはなりたくない、ちゃんと読んでください、皆さん、勉強してくださいよ。

それは先輩議員が私に教えてくれた本なんですけど、先輩議員はさすがにこれを読んでいます。この本は本当に農業に密着した本です。地道な活動をやっている本ですし、地域で農業を地道にやっている人の声が載っている本です。これは私は一番いいと思うんですけども、今井議員に教わって勉強しました。ですから、私は消費者運動のあれと、今井議員に教わったこれによって、今回この質問はできているわけです。

今の政府は矛盾したことをやっているんですね。種が5倍から10倍の値段になるのをわかっていて種子法を廃止する。そういう遺伝子組み換えの会社に乗っ取られることを覚悟というか、そこのところを提供しながら、工業分野だけ日本の国は生き延びようとしている。ところが、世界の教訓を見ても、食事がなくなって、食べるものがなくなったら国は破産するんですよ。そういう意味で、この問題は利根町としては重視していかなくちゃいけないと思うんです。

あの新井がばかに吠えていると言うけど、吠えているんじゃないで、危機感です、本当に、そういう意味ではちゃんと勉強して一緒に、私も初めて勉強したから本当に危機感を持っているんですけども、ぜひ行政の方も危機的に、この問題は何だと、こんなどさくさに、こんな大事な問題をふっととって、マスコミもほとんど取り上げないですと通ったんですよ。この大事な問題を、本当にペテンですよ、今の政府は、私はそう思います。ペテンでなかったら、5倍から10倍になる、農民の種が上る中で農業が、農民の所得を上げるなんて言えないですよ。ちゃんちゃらおかしい、でも矛盾したこと言っているんですよ。やっているんですよ。それに私たちがちゃんと立ち上がらなかつたら、今の国民はばかだから、何もわかってねえから、あっち向いて加計学園に目が向いているときに、さっと通しちゃえと、そういう、まんまと、戦争法案だってそうですよ、下手すりゃ、これから気をつけなきゃ、みんなほかに浮かれているとき、オリンピックに浮かれて、そういう中で戦争法案がだあっと、わかんないようにやって、気がついたときは何も言えないというようになりかねないんです、本当に。

そういう意味で主要農作物の種子法廃止、それを茨城県全体に、利根町全体につくって問題を持って、農業の町利根町を守る闘いに立ち上がらないといけないと私は思うんですけども、行政は、書いていないけど、行政の見解も聞きたいです。

それから、質問、純然たる質問、「原種、原原種」、勉強している中で法律案にそういう表現があるんですね。私も法律案調べたりしていろいろやったんですけども、正直

「原種，原原種」，わかるようでわからないです。それを守るために「原種，原原種」純粋なる苗を守るためにえらい苦労しているんですね。風が飛んだり，花粉が飛ぶ，あるいは鳥がつまんで受粉をさせちゃう，いろいろな意味で，私も何となくはわかるんです，この「原種，原原種」を守るのが大変だと，だけれども，農業に携わっている人は，ベテランがいるんだからよくご存じだと思うんですけども，「原種あるいは原原種」という表現を私には教えてほしいと思います。

そのこのところを，まず教えてください。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員にお尋ねします。

今のご質問は（４）でいいですか。（１）しかまだ終わっていないと思うんですけど，質問の趣旨をまとめていただいていいですか。

新井滄吉議員。

○２番（新井滄吉君） ありがとうございます。私が，そうですね，（２）は，いろいろ読んでいても，農民も知らない，そんな法律がなくなる，あったことも知らないんですね。そういうのが実態，だけれども，勉強し始めた人はものすごく不安を持つんですね。当然ですね，私と同じように。

（２），（３）も答えていただければありがたいです。

○議長（船川京子君） 続けて答えていいという，そういうことですか。はい，わかりました。

大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それではお答えいたします。

まず，２番目の農業従事者と町民の不安をどう払拭していくのかということなんですけれども，このことに関しましては，種子の生産については市町村がつくっているということではなく，県の農林振興公社が主体となってつくっておりますので，そちらの話にはなるんですけども，穀物改良部では「播種・振興事業」の取り組みとして，毎年県の振興方針，また各市町村から提出された種子更新計画書，作付動向や種子の需要状況を踏まえ，計画的な生産と安定供給に取り組んでいます。

現在の播種事業は，国が定める主要農作物種子法に準拠して取り組んでおりまして，県農林振興公社穀物改良部の事業推進会議の資料にあるように，種子法が平成30年4月1日に廃止されることにより，国としては，種子法で規定している内容，これについては種苗法の告示及びガイドライン（仮称）を定めて各県に通達するというのを言っておられます。

また，「主要農産物の生産及び品質向上に欠かせない優良な種子を安定的に供給することは農業経営において重要な事項であるため，公社としても引き続き現行同様の役割を担う」としております。今後も主要農作物の種子については，現在と同様変わりなく安定的に供給されるものと考えております。

また、町としては、TPPの協定にかかわらず、外国産の安い農産物が流入しても再生産が可能となるよう農業者の所得を確保するため、国等の制度を活用し支援をしたいと思っております。

続きまして、(3)の農業競争力強化支援法の成立と主要農作物種子法の廃止についての見解というご質問かと思いますが、国は農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革を推進することとあわせて「良質で低廉な農業資材の供給」や「農産物流通等の合理化」といった、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが重要であるとしています。

そこで制定された農業競争力強化支援法は、国の責務や国の講ずべき施策等を定めるとともに、農業資材事業や農産物流通・加工事業の事業再編等を促進するための措置を講ずることなどにより、農業者による農業の競争力強化の取り組みを支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としております。

また、主要農作物種子法が廃止されたとしても、法律案に対する付帯決議には、「主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業と都道府県等との連携を推進するとともに、主要農作物種子が引き続き国外に流出することなく、適正な価格で国内で生産されるよう努める」と決議されていることから、これまで同様に優良な種子が安定的に供給されるものと考えております。

続きまして、原種、原原種については、文献によりますということで、公共研究機関や民間の育種場で新品種がつくり出されると、育成者はその新品種の変異させないように、毎年責任を持って栽培し維持保存している。この種子を原原種と言います。

この原原種を増殖した種子、こちらが原種と言われております。

ですから、最初に新品種がつくられたときの大もとの種、これが原原種で、その種からつくられた一般の種子をつくるためのもとの種、それが原種ということになりますので、原原種から原種がつくられ、原種から一般栽培用の種子がつくられるという3段階になっております。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。原原種、原種は、私も勉強した中ではその程度しかわかりません。ですから、プロはそれ以上のもっと答えが出るかと思ったけど、その程度なのかと、私も残念ながら今の程度の理解しかできなかったです。

それと、農業競争力強化支援法と種子法廃止は真逆ですね。だから、付帯決議のときには、その辺の種子法廃止の理由を変えているんですね。その辺も巧妙にうそを言っているんだね。その辺も読み取ったらい。

狡猾ですよ、本当に、やり方が。種を、農業競争力強化支援、これは何をやるかとしているのか、結局、農業の機械を、いろいろなことを農民に売りつけて生産性を上げているけれども、肝心の種の値段が5倍から10倍になっていて、そして、世界の農業を見たら、

そんなに生産性は上がっていないんですね。私も初めて知ったんですけれども、そんなに農業は生産性が上がるわけじゃないんですよ。天候に左右され、大きいんですよ、温度とか水とか全部影響を受けて、だから、工業のように計画どおりいかないんですよ。そのところを、今の政治の世界は、こういうのにタッチした人間はわかっていないというか、私も初めてわかったんですけれども。

国会議員と言っても、そんなにレベルは、悪いけど、いろいろ何回も勉強すると、一緒に勉強すると、そんな勉強していないですよ、悪いけど。だからわかっていないんだ。若い議員が、こんなとんでもない法律を通しちゃったんですよ。そのところを地元に着した地方議員が踏ん張って、北海道みたいに議会で種子法を守ると、国の援助は切られても、単独の補助金は大分前に切られたんですけれども、今は交付金の中に入って種子法に回されているんですよ。そのところもうまく使って、国にも、こんなとんでもない法律は変えろと、皆さんも議員とか県会議員あるいは国会議員を知っていると、そこからそういう人を動かして、こんなばかなことやるんじゃないということで、各議員を動かすようにしなきゃいけないと思うんです。それが、この利根町議会、あるいは行政の責任だと思います。騙されちゃいけません。勉強していかなきゃ、本当にばかな法律をつくった。世界で、みんなだめになっているんですよ、農業が、そういうところでしっかり農政を進めてほしいと思うんですね。

私もまだ不勉強で、皆さんを説得できるような意見が言えないんだけど、時間があればゆっくり原稿書けばできるから、これから勉強して、本当に日本の農業、日本の食糧を守るために頑張っていかなければ、議会はこれだけじゃないからね、次も私はしっかり勉強して、この問題について取り上げていきたいと思います。

次の問題に行きます。介護110番の問題についてです。

これは、私はきのう利根町で、ちょうどこれの会合、110番というか、取手医師会が、きのう公民館である集会をやったんですね。町長も挨拶をされていましたが、ここで資料が配られています。まさに、この介護110番の町民の要求に沿って利根町は取り組んでいると私は理解しました。ですから、このままいけば結構利根町は、この問題については先頭を走っているんだと思います。

この問題を私のところに持ち込んだ住民の方も、非常に行動的、勉強をやっている方で、介護問題、認知症、よくご存じで勉強している。そのおかげで私も勉強したんですけれども、東北に「座敷わらし」という話があるでしょう。あれも実は原因は認知症の錯誤でそういうふうに見えるということがこの本に書いてありました。これも最近の本なんですね。つい最近出たんです。11月20日、だから、座敷わらしの話は、私も昔からよく話を聞いていたけれども、何とそれは認知症が原因で、そういうふうな座敷わらしが出たというのを錯覚で見たと。それはレビー小体型認知症ということらしいです。それもレビー小体型認知を発見したのは日本人の医者なんですね。だから、結構日本人も医学の世界でも頑張っ

ているんです。

認知症はぞっとする。私も1年後、2年後、わからない。結構わからないですね。読んでみると、私は自分の友達がパーキンソン病になったり、あるいは血管の脳梗塞だとか瘤で認知症になったり、それから、取手医師会でもやりますけれども、前頭側頭型認知症とか、一番大きいのはアルツハイマー型認知症ですね。

いずれにしても、利根町の認知症対策は、きのうの集会を見る限りでは、日本では進んでいるほうだと思う。トップランナーとは言わないけれども、結構頑張っている地域だと感じました。そういう意味では非常に私もほっとしました。

これから、認知症は続々ふえる、これは残念ながらどうやっていっても認知症はふえる。だから、認知症の人をうまく取り込んでやっていかざるを得ない。それには、あいつはおかしいからと言って排除するのではなくて、うまくその人の残っている力を活用する、そういうように町民一人一人が変わっていくということが必要だと、それは、この仕事をやっている人には十分わかっていることですから、私は逆に教わるほうですから、継続して頑張ってもらいたいということを書いて、ある意味でこの辺では感謝の言葉を申し上げたいと思います。

種の問題では、一踏ん張りも二踏ん張りも頑張ってもらいたい、勉強してもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員、確認させてください。

（1）の介護110番を設けることに対する答弁でよろしいですか。

○2番（新井滄吉君） もう1回、ごめん。

○議長（船川京子君） 今、大きな2番の質問をされていると思うんですけれども、まだ（1）の答弁をしていないんですね。（1）の答弁でよろしいですか、（2）はまた次ですか。

○2番（新井滄吉君） （1）も（2）も連続でやっていただければ。

○議長（船川京子君） 両方、はい、わかりました。

それでは、答弁を佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 「介護110番の町民の要求」とのことで、「認知症への対応で介護110番を設けてほしい、ネットワークをつくってほしい」とのことに関するご質問ですが、現在、高齢者の介護などの相談は、地域包括支援センターの総合相談で対応し、さまざまなサービスにつないで高齢者やその家族の支援を行っております。

一方、介護認定を受けている要介護者や要支援者の方には、ケアマネジャーがおり、そのケアマネジャーが個々の状況に応じた相談や支援を行うこととなっております。

ご質問の認知症の介護方法など、具体的な助言対応を行う介護110番の設置については、一人一人認知症の方の問題行動や症状なども異なり、その状態も変化していきますので、前提として実際に介護を行っている介護福祉士などで、介護の経験がある専門家の対応が

必要であると考えております。

こうしたことで、民間に電話やインターネットで問い合わせができる「介護110番」の窓口がありますので、必要とする相談があった場合には、この「介護110番」を紹介していきたいと考えております。

次に、「認知症に関するネットワークづくりについて」でございますが、現在も認知症の方やその家族を支える体制として、家族介護者の集い事業として、毎月「介護者のつどい」を保健福祉センターで開催しております。「介護者のつどい」は、認知症の方を介護している介護者や家族を介護している方にあわせて、介護経験のお持ちの方が参加して、介護方法やサービスなどの利用の情報交換を行う場となっております。

また、認知症の理解を求めるための普及啓発のために認知症サポーター養成講座を開催しておりますが、この講座は、地域で認知症の方を見守っていくために、認知症はどのようなものなのかの理解と、その方に対する対応の方法を学んでいただくものでございます。

このように、地域や職場で見守りにご協力をいただける体制の整備を進めているところでもあります。さらに「認知症カフェ」通称「オレンジカフェ」も開催されております。これは、認知症の方やその家族が、地域の方との情報の共有や互いに理解し合う場として、ボランティアの皆さんが月1回第3火曜日に、利根町国保診療所の施設を利用して開催しております。

今後、認知症の方が住みなれた地域で生活を続けられるように、地域づくりを進めていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 続いて（2）の質問に対する答弁をお願いします。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 利根町の認知症の高齢者の現況と近未来の予測とのことですが、本町の65歳以上の高齢者数は、平成26年以降の伸び率から推計しますと、平成29年の高齢者数は6,722人で、平成32年には65歳以上の高齢者数はピークを迎え6,945人になると推計しております。

また、平成26年の「日本における認知症の高齢者人口推計に関する研究」によりますと、平成27年の認知症の高齢者は1,021人、平成32年には1,250人、平成37年は1,379人と推計されています。

このように認知症の高齢者はふえていくことが予想されますので、認知症の高齢者とその家族が住みなれた地域で生活を続けていけるように、地域の高齢者が主体的に参画して、互いに支え合う仕組みづくりを進めていく必要があると考えております。

現在、高齢者など住民が主体的に参画して互いに支え合う生活支援等サービスとして、「住民交流通いの場事業」であるサロンを始めておりますが、今後も、このサロンの取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員の質問が終わりました。
暫時休憩とします。

午後1時43分休憩

午後2時00分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
10番通告者，11番石井公一郎議員。

〔11番石井公一郎君登壇〕

○11番（石井公一郎君） 皆さん，こんにちは，10番通告，11番石井でございます。
利根町の防災対策と防災訓練について質問いたします。

現在，日本の各地で，過去に考えられないような自然災害が頻発しています。町にそのような災害が万が一発生した場合の対策はとられていると思います。町長は災害が発生した場合，町民に対して何が一番大事なことと考えておりますか，お伺いします。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。
佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，お答えいたします。

何が一番大切なこととの質問ですが，自分の身はなるべく自分で守れるよう，みんなが努力することが大切だと考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 今，町長が答えられたように，自分の身は自分で守る。私は一番大事なものは1万6,000人の町民の命を第一に守って上げることが，大事だと思っています。ですから，自分で自分の身を守るといのは，弱者，要するに障害者，あるいは高齢者，ひとり暮らしとか，そういう人をどのように災害に遭ったときに避難させたり，そのようなことが私は一番大事だと思っています。いかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 私が思っていることとの質問でしたので，最初はそういうふうには答えました。まず，町長としての立場として考えられるのは，やっぱり町民第一ですから町民全部のことを考えながら，その中で，その中の人たちも自分の身は自分で守りながら，一緒になって避難をして命を守っていくということが，私は大切なんじゃないかと考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） それでは，町の防災マップ，ハザードマップによると，利根川が決壊した場合の5メートル浸水域が広範囲になると示されておりますが，その地域の

居住人口は、避難場所としている施設及び収容人員は何名か。

避難準備・勧告・指示情報の発令体制は。

5メートル浸水域の避難日数は何日と想定しておりますか。その場合、食糧、水、寝具等の備蓄状況は十分でしょうか。

避難施設の管理、運営体制はどのように計画されておりますか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） ご質問にお答えします。

まず初めに、洪水ハザードマップによる5メートル未満までの浸水地区の居住人口についてですが、ご存じのように、利根町の地形で高台は布川地区と文地区、文間地区の一部でありまして、その他は浸水地区となっておりますので、現在の人口は約9,000人になると考えられます。

次に、浸水した場合における避難施設と収容人数については、利根中学校と三つの小学校も避難施設として指定していますが、1階部分は浸水が想定されておりますので、利用は2階以上となります。浸水地区以外の布川地区にある避難施設で申し上げますと、日本ウェルネススポーツ大学、すこやか交流センター、柳田國男記念公苑など5カ所となり、約3,000人が収容人数となります。

このように、利根川が氾濫した場合を想定すると、全ての住民が避難できる施設を整備することは難しいので、まずは氾濫時には、とにかく公園等の指定緊急避難場所も含め、高台または2階以上に避難していただくことが最優先と考えております。

また、近隣の市町村でも、大規模災害時にはこのように避難施設が少ない状況でありますので、現在、稲敷広域の市町村間における災害時相互応援に関する協定を締結しまして、水害を含めた大規模災害時に稲敷広域構成市町村の中での広域避難計画を協議しているところでございます。

次に、避難準備・勧告・指示情報の発令体制についてですが、氾濫の危険がある場合には、私を本部長として、教育長、全課長で組織する災害対策本部を設置しまして、利根川の水位の状況を監視するとともに、国土交通省の下館河川事務所や利根川下流河川事務所等と連携をとりながら、情報を収集しまして、その水位などの状況に応じて、私の指示のもと、避難準備・高齢者避難開始情報、避難勧告、避難指示を発令することとなります。

住民への周知方法としては、防災無線、エリアメール、Lアラート等により周知を行います。

この発令に当たっては、利根川下流河川事務所で公表している氾濫シミュレーションでは、押付新田地区の堤防が決壊したという想定では、約2時間で利根町全域が浸水することが予想されておりますので、的確な時期に発令できるように、利根川の流域の雨量や水位の状況、河川事務所等との連携や情報の収集方法等を確立していきたいと考えております。

次に、浸水域の避難日数は何日を想定しているかということですが、利根川下流河川事務所のホームページにより公表されている利根町の浸水継続時間は、浸水した場合に予想される水深により異なりますが、おおむね3日間から2週間程度であり、ただし、東文間地区などの一部の水田や低地では4週間程度が見込まれると予測されております。

次に、町の備蓄品の状況ですが、防災計画では罹災者の予測数を約1,200人と想定しまして、その3日分を目標として備蓄しております。

主な備蓄品としてはアルファ米を約1万900食、500ミリリットルの飲料水ペットボトルを約3,000本、毛布1,300枚、その他、簡易トイレや暖房器具も備蓄しております。

なお、避難期間が長引く場合にも対応できるように、食糧、生活必需品の供給について、生活協同組合やランドロームジャパンなどの販売業者と物資調達に関する協定の締結を行い、流通備蓄の確保に努めております。

次に、避難施設の管理、運営体制はどのように計画されているのかということですが、近年の台風等より避難所開設を行った際には、職員で運営を行っております。

しかしながら、大規模災害時には、職員だけでは不可能でありますので、自主防災組織、ボランティア、他の自治体からの応援職員など協力をお願いして、避難所の運営を行うこととなりますが、大規模災害時の具体的な避難所運営方法については、今後検討していかねばならない課題であると認識しております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） それでは質問しますけれども、9,000人を予定していると、その中で3,000人しか収容できませんと、では残りの6,000人は、近隣の協力とか得るのでしょうけれども、どのような形でやるのか。

それに災害基本法では町長が発令する避難準備・勧告・指示情報の発令、これは具体的にどのような状況のときに発令するのでしょうか。

それと、5メートル浸水域の避難は何日かということ、3日から2週間と、5メートル来ては3日とか2週間ですることができる状況ではないと思うんです。ハザードマップを見れば真っ青ですから、真っ青、残るのは羽根野台、早尾台、もえぎ野、布川台、八幡台ぐらいしか残らないんですから。そのようなことで、とても3日から2週間、この想定は余りにも短いのかなと、今の答えを聞いてそのように感じました。

それと、避難施設の管理、運営体制はボランティア等の協力を得ますということですが、みんな災害に遭ったと想定した場合は、ボランティアは自分の身を守るだけで手いっぱいだと思うんです。その辺は、なってみないからわからないんですけれども、きちっとした計画を立てておかないと、もうどうにもならないと思うんです。

昭和56年の小貝川の決壊にしたって、4号線を超えるのに1日かかったけれども、最終的には排水から上ってきたときだって、あの水害だけだって大変な状況だと思うんです。その時、私も役場にいましたけれども、実質事務的にできたのは、3年たたないと普通の

事務に戻れなかったんですよ。

そのようなことを考えると、5メートルとなったときは、利根町は全然だめでしょうね。立ち上がれないでしょう。だから、その辺のことを1,000年に1回だからどうかかわからないんですけども、そういうものをきちんと計画を立てておくことが、私は大事だと思うんです。いかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議員おっしゃるとおりだと考えております。

絶対来ないということはありませんので、これから皆さんと話をしながら、議論しながら、そういうふうに防災計画を練っていきたくて考えております。

それと、9,000人の残りの6,000人、7,000人いますけれども、なるべく高台、校舎の2階以上とか、どんだんいっぱいになっちゃうかもしれないですけども、そういうところに避難していただけるように、防災訓練の中でも伝えていきたくて考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 町長、その避難準備・勧告・指示情報の発令というのは、具体的にどういう場合に発令、要するに町長がやらなくちゃならないから、どのような状態になったときに、そういうものを出しますか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 河川水位が氾濫危険水位に到達した場合、堤防の決壊を確認したとき、河川管理者施設の大規模異常を確認したときです。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） ですから、きちんとした防災計画に基づいて住民の命を守ると、それが最大の災害に対する目的ですから、きちんと町のほうでもやっていただきたいなと思います。

それでは、次の防災訓練について。

避難場所の運営は具体的にどうするのか、町の職員だけでは無理な状況になると思います。自治会、町内会、各種団体の協力が必要になると思います。そこで、日頃から町が主催する防災訓練を実施すべきと考えますが、今までの防災訓練の実施状況はどうか、それを踏まえて今後の防災訓練の計画はいかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 防災訓練の実施状況や今後の計画はということですが、議員ご指摘のとおり、大規模災害時に、避難所運営は、職員だけでは不可能であることは認識しておりますが、現在、自主防災組織やボランティアなどの協力を得て行う避難所運営に関しての防災訓練は、実施していない状況であります。

現在実施している防災訓練は、過去における東日本大震災での初動対応等の課題を踏まえ、町職員が迅速な災害対応の技術を習得することを目的とした職員による防災訓練であ

り、7月には風水害を想定した訓練、1月ごろには震災を想定した訓練を、毎年2回実施しておりまして、その訓練の中で職員による避難所運営に当たっての訓練を行っております。

そこで、来年度になりますが、自主防災組織による避難訓練などの防災訓練につきましては、ほとんどの地区が実施していない状況でありまして、各地区が行う防災訓練の支援としまして、町で、その訓練の指導を行っていただける講師を派遣いたしまして、避難訓練などの防災訓練の指導をしていただき、現在、防災訓練を行っていない地区においても訓練を行っていただくことを考えております。

この訓練は、各自主防災組織による訓練の状況によって、訓練方法を検討しまして、その自主防災組織に合った訓練を実施することを考えておりますので、日頃から訓練を行っている自主防災組織におきましては、避難所運営についても訓練の一つとして取り組んでいただきたいと思っております。

大規模災害が起きたときに一番大切なことは、まず自分の身は自分で守ることです。そのためにも、地域での避難訓練などの防災訓練を定期的に行っていただければ、いざというときに何をすべきか知ることができ、自分を守り、そして地域で助け合いができるようになり、災害への備えになると考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 今言ったように、実際には実施していないというようなことなので、何とか実施して、中には布川台については避難訓練を実施したというところもあるので、なるべく区長さんをお願いするなりして訓練をすることが本当に重要だと思うんです。だから、町長のほうからも、その辺は区長会なりで会ったときをお願いして、なるべく訓練をすることが重要だと思うんです。

ただ区長さんも、1年交代とか、本当にかわるのが早い、なるべくやりたくないと言うんじゃないけど、それを言ったら終わっちゃうんだけれども、そういうことがあるので、その辺は地域、地域で重要性をわかっていただくということが重要だと思うんです。

だから、避難は自分の逃げ方、それを確立させると、それでどういう行動をとるかを事前に決めておく、そういうことで有事の際でも落ち着いて避難ができる。ですから、自分の逃げ道を事前にやっておくんだということが最重要ではないだろうかと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） そのとおりだと思います。訓練の中で実際に災害が起きたときに、自分はどのようなふう逃げるといったことが一人一人わかってくれば、スムーズに助かる道、自分を守る道がわかるのかなと私も考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 町には補助金を出して取得した防災士の資格保持者は、何人

おりますか。

防災訓練・教育の際にそれらの資格取得者に協力を得る計画はいかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 防災士の資格保持者の人数はということですが、補助金を活用して資格を取得した防災士は、平成28年度末現在、住民の方では19名の方が取得をしております。

今年度についても、3名の取得申請があったところです。

また、防災訓練・教育の際に、それらの資格取得者に協力を得る計画とのことですが、防災士の資格取得に対して補助を行っている目的は、自主防災組織等で活動する地域の防災リーダーを育成するためのものでありますので、先ほど答弁しましたように、来年度から実施する各地区が行う防災訓練の支援としまして、町でその訓練の指導を行っていただける講師を派遣しまして、避難訓練などの防災訓練の指導をしていただく予定であります。

現在、防災訓練を行っていない地区においても、訓練を行っていただくことを考えておりますが、その中で、防災士の協力を得て実施していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 平成28年度末で19名いるということでありますので、やはり防災士に補助金を出しているわけですから、防災士の方々の協力をもらって、町民の安心・安全に資していただきたいなど。そのような計画は大丈夫ですよ。もう一度。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 大丈夫です。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） それを聞いて安心しました。

それでは次に移ります。東日本大震災の際に、教育訓練をされた学校と、そうでない学校では生存者に大きな差が出たと報じられました。そこで、小中学校の子供たち、教職員に対する教育の訓練の状況と計画について伺います。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、石井議員のご質問にお答えいたします。

利根町が策定した利根町地域防災計画の中の「第2編防災予防計画」に位置づけられている「第4章防災教育・訓練」についてお話いたします。

学校での防災訓練につきましては、各小中学校において、災害、風水害などを想定いたしまして避難訓練を年に3回ほど実施しております。また、保護者の方に児童生徒を引き渡す訓練の実施や、もしもの場合に備えて救急救命講習も消防署の協力を得て行っているところでございます。

また、防災教育につきましては、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災以降、日本各地において地震や豪雨、竜巻などの風水害等さまざまな災害から生命・身体・財産

を守り、被害を軽減する防災・減災意識の重要性が再認識されるようになりました。

利根町教育委員会においても、東日本大震災を受けまして、地域の実情や課題を踏まえて学校防災力の充実・強化を図るために、町内小中学校の教職員を対象に防災講演会を開催しております。

昨年度は、国土交通省関東地方整備局利根川下流事務所副所長をお迎えいたしまして、長年、河川行政に携わってきた経験をもとに講演をいただきました。

「利根川下流域における水防災について」と題しまして、平成27年9月の鬼怒川決壊の生々しい映像を見ながら、水防活動の重要性、防災教育のポイントなどを中心に、より高い見地から防災・減災についてお話をしていただき、先生方も水害の恐ろしさや日頃の備え、防災教育の重要性について認識を新たにされていきました。

また、先ほど申しました避難訓練や引き渡し訓練、救急救命講習などを実施するとともに、引き続き啓蒙啓発教育活動を行っていくことが重要であると考えております。今後もさまざまな角度から、いろいろな機会を捉えて防災教育の充実を図り、子供たちの安全・安心の確保に努力していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 今、教育長から年3回実施していると、ですから訓練の重要性を、利根町の子供たちはどんどん少なくなっているわけですよ、金の卵ですから、大事にしてやっていただきたい。訓練の重要性をしっかりと教えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

それと、防災訓練教育に裏切りはないと言われております。いつ来るかわからない自然災害に備える教育訓練は、早急に実施すべきと考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） いつ来るかわからない自然災害に備える教育・訓練は早急に実施すべきとのことについてですが、小中学校の児童生徒や教職員に対する防災教育、防災訓練につきましては、ただいま教育長が答弁しましたように、避難訓練や引き渡し訓練、救急救命講習などを実施するとともに、引き続き啓蒙啓発教育活動を行っていくことが重要との認識であり、さまざまな角度から、いろいろな機会を捉えて防災教育の充実を図ることにより、子供たちの安心・安全の確保に努力していただけるものと考えております。

実際に災害が発生した場合、訓練で行った行動以上のことはできないと一般的には言われておりますので、いざとなったときに体が自然と動けるよう教育・訓練を行うことは、非常に重要であると考えているところであります。

現在行っている防災訓練、防災教育を継続するとともに、より実際に近い想定に基づく訓練・教育をしていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 町長もしっかり訓練をやっていくということなので、しっかりこれからも町を守っていく、安心・安全をやっていくということで、1万6,000人の生命、財産をしっかりと守っていただきたいと思います。

それでは、2番の公共下水道の汚水について。

10月の台風21号の影響により、羽根野集落土手側581番地1地先のマンホールから汚水が溢れ、個人所有地に流れ込んだ。羽根野の町民の中には井戸を使用している人もおり、衛生上非常に悪い。

この汚水が溢れた原因はどこにあったのでしょうか。

公共下水道の維持管理・点検はどのようにやっておりますか。

二度とこのようなことを起こさない改善策をどうとりましたか、お願いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） このたびは台風21号に伴う羽根野地区の汚水マンホールから越流水により、周辺住民の方には大変ご迷惑をおかけしました。今後は、二度とこのような事態が発生しないよう、早急に維持管理対策を講じるよう指示をいたしました。

汚水が溢れた原因や今後の改善策については、都市建設課長より答弁させます。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） それでは、石井議員の質問にお答えいたします。

1点目の汚水が溢れた原因はどこにあったかのご質問にお答えいたします。

直接の原因は、強風により竹でマンホールポンプ専用の200ボルトの電線が切断されて電気が遮断されたことにより、マンホールポンプが停止したことが原因でございます。

下水道の管は、通常は自然流下で地盤の低いほう流しているのですが、羽根野地区は上流の地区が下流の地区よりも地盤が低いいため、マンホールポンプを設置して汚水をくみ上げております。今回、そのマンホールポンプが停止したことにより、マンホールポンプより上流で地盤が一番低いマンホールから汚水が吹き出してしまいました。

羽根野地区のマンホールポンプ施設には、さまざまなマンホールポンプの異常に対処するため通報装置が設置されております。異常が発生しますとマンホールポンプの管理を委託している業者に連絡が入りまして、1時間以内に担当者が現場に到着して対応することができるようになっております。しかし今回、通報装置の故障で、住民の方より、マンホールから水が噴き出しているとの通報での対応となったことにより、初動対応が遅かったことが最大の原因でございました。

続きまして、2点目の公共下水道の維持管理・点検についてのご質問にお答えいたします。

利根町公共下水道で、自然流下でなく強制的に排水を行っております汚水マンホールポンプの設置箇所7カ所と雨水調整池の1カ所の8カ所ですが、専門業者に業務を委託し、維持管理・点検を毎月20日過ぎに実施いたしまして、月末に汚水管理施設報告書を提出さ

せ管理を行っております。このうち4軒の家屋しか接続していない小規模のマンホールポンプ、羽中地内なんですけど、その1カ所以外は通報装置を設置して対応しております。

3点目の、二度とこのようなことを起こさない改善策はどうとったかのご質問にお答えいたします。

今回、汚水マンホールからの越流水により周辺住民の方には大変ご迷惑をおかけいたしました。羽根野地区のマンホールポンプにつきましては、9月22日に点検を行ったときは異常がありませんでした。台風21号は10月23日午前6時ごろに利根町を通過したと思われまます。この前後の時刻に台風の強風により、竹でマンホールポンプ専用の200ボルト電線が切断されまして、マンホールポンプが停止したと思われまます。

この期間の1カ月間のどこかで通報装置が作動しない状況となったところにより、マンホールポンプが停止した情報が入らなかつたため、初動対応がおくれてしまいました。

通報装置がなぜ作動しなかつたか、維持管理委託業者に原因の究明を指示いたしましたけど、明確な原因の究明はできませんでした。現在は早急に新規の通報装置交換のための作業を行っておりますのでございます。ただ、受注生産ですので、早急に年度末に行うようにしておりますが、今、作業をやっているところでございます。

今後は、委託業者による月1回の点検に、職員による巡回を月に最低1回行うようにしまして、週に1回ぐらい回れば、そのようにしていきます。そのようことをしまして、被害の発生予防に努めてまいります。

また、通報装置の電池交換の時期を維持管理業者に確認したところ、メーカーから出されている寿命に基づき、3年に1回しているとのことでございました。

羽根野地区の通報装置の電池交換は、前回の交換は2年6カ月経過しているとのことでしたので、今回の状況を踏まえまして、安全性を考慮した通報装置の電池交換を2年に1回行い対応してまいります。

また、東京電力にマンホールポンプは、町民生活の基盤となる生命線であることをよく理解していただき、今後このようなことがないよう強く要望しております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 通報装置がなぜそうなつたかわからないというようなことなので、そのようなことがあつてはまずいので、きちんとその辺を調査して、ただ、溢れたものを掃除するが大変だつたそうなんですよ。その辺があるので、二度とこのようなことがないようにしていただきたい。

町長、最高責任者だから、その辺、二度と起こしませんというようなこと、いかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほども申し上げましたとおり、羽根野地区の汚水マンホールからの越流水により周辺住民の方には大変ご迷惑をおかけしました。今後は二度とこのよ

うな事態が発生しないよう、危機管理体制を十分に整えまして、再発の防止に努めてまいります。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 二度と起こさないということなので、それを守っていただきたいと思います。

3番目の国民健康保険について。

国民健康保険は、75歳未満の自営業者や非正規労働者、無職の人など約3,200万人が加入する公的医療保険で市町村が運営しています。会社員が加入する協会健保や健康保険組合より高齢者が多く、医療費がかかる。一方で、低所得者が多いため保険税収入が少なく、平成27年度の全国の赤字総額は約2,800億円に上る。平成30年度から都道府県への運営移管は平成27年成立の関連法で決まりました。

規模を大きくすることでリスクが分散され、財政が安定するメリットがある。都道府県が主導的な役割を果たすことで、市区町村間の保険税格差をなくしていく目的もあります。

保険税の徴収や書類の交付など、住民に身近な業務は引き続き市区町村が担います。新制度では、市町村が県に納める国保事業費納付金の額を県が決定するとともに、市町村が国保税を決める際に参考とする標準保険税率を算定、公表する。

算定方法は市町村と協議を重ね、外部有識者で構成する準備委員会で検討し、市町村ごとに医療費水準と所得水準を反映する。被保険者の保険税負担は市町村ごとでは新しい算定方法が導入され、現行制度と比べて増減することが想定される。

そこで、新しい算定方法とはどのような方法か、平成30年4月1日から県へ運営移管で町の国民健康保険税はどのように変わるのかお伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 平成30年度からの制度改革につきましては、石井議員のご指摘のとおり、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律として、平成27年5月27日に成立しております。

これにより、県が市町村ごとに「医療費水準」「所得水準」から標準税率を算定し、納付金額を提示することとなります。

町としましては、提示された金額を払うこととなりますが、基金を活用し、税率は変更しない方針です。

詳細は担当課長より説明させます。

○議長（船川京子君） 中島保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（中島頼明君） ご質問にお答えいたします。

平成30年度からの制度改革で国保税の新しい算定方法と、町の国保税はどのように変わるのかとのご質問ですが、まず、新しい算定方法をご説明いたします。

茨城県におきましては、国保事業費納付金を現行制度に近く一番不公平感が少ない算定

方式として、市町村の医療費水準と所得水準を考慮した算出方式を選択しました。

この方式は、県全体の保険給付費の総額を算出し、その額から県に入ってくる公費分を控除した残りを「納付金算出基礎額」とし、この額を市町村の医療費水準と所得水準を考慮して、市町村ごとの納付金額を算出していくものです。

町においては、県から示された「国保事業費納付金」に、保健事業費や出産育児一時金、葬祭費等の分を上乗せして、国保税での必要額を算出することになります。

次に、財政運営の移管で町の国保税はどのように変わるかのご質問ですが、一番の収入源だった前期高齢者交付金を失うこととなりますので、医療費が伸び続ける限り、現行の税率で「国保事業費納付金」を支払うのは、将来的には困難になると思います。

また、新制度移行当初においては、国の公費投入や県全体の医療費推計方法など、不透明な部分があることから、当面は保有している財政調整基金を活用して、現行税率を維持していく考えでおります。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） いろいろなことをおっしゃられたんですけども、これ、現状、今の平成29年度の所得割6.6、均等割が2万1,000円、平等割も2万1,000円というのがどのように変化するんですかと聞いているんですよ。その辺、県からの算定はある程度できているでしょう、その辺、いかがですか。

○議長（船川京子君） 中島保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（中島頼明君） 先ほど申し上げました国保事業費納付金ですが、こちらにつきましては、町のほうへ金額が通知されたものが、今まで4回ございます。4回全て金額はばらばらでございます。その差は億単位の差額になります。

それで、今のところ通知されているものは全て暫定値ということで来ておりますので、今の段階で石井議員おっしゃいました均等割、所得割というものも暫定ということでの数値は来ておりますが、その数値、標準保険料率というものですが、そちらの方、現行の率と比べますとやはりパーセンテージ、また金額等上がってはおります。ただ全て暫定値ということで、確定値が知らされるのは年明け早々と聞いておりますので、今の段階で町の均等割、平等割、所得割と三つありますが、その辺がどうなるかという点については、いまだ町としても確定していない次第です。

ただ、財政調整基金のほうで、利根町の場合には平成28年度決算時点で2億5,000万円ほどございますので、そちらのほうを活用する形で、据え置きでも間に合うのではないかとこの見込みのもと、現行税率を維持していく考えでいるという答弁をさせていただきました。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 何と言うのか、今、暫定、暫定と言いますけれども、県のほうでは33市町村は上昇しますよと言っているでしょうよ、それと河内町、あるいは稲敷市

の11市町村は減額になりますよと。だから、わかっているんじゃないですか。

私が聞きたいのは、現状のまま、平成29年度の所得割が6.6、均等割が2万1,000円、平等割が2万1,000円で動かさないのであれば、伸びはなかったということだから、それはそれでいいと思うんです。だけれども、平成30年、年が明ければ実際には算定に入ってきているでしょうよ。

いいですか、保険給付費は年々ふえているわけです。16億5,200万円、それで被保険者は毎年毎年減っているんですよ。これは保険税を余計取らなければだめでしょうよ。成り立たないんじゃないですか、あるいは保険税を取らないでやるということは、一般会計から繰り入れ、あと財調があるから大丈夫だと、財調なんかすぐ使っちゃうでしょうよ、2億円近くのもの、その辺、どうですか。

○議長（船川京子君） 中島保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（中島頼明君） 国保事業費納付金が通知されるとともに町の標準保険税率というものも、確かに示される。一番最近の数字、先ほど4回通知があったと申しましたが、一番最近のものが一番まともな数字に近いものかなというふうには思っております。

そちらの一番まともに近いかなと思ったものに関しても、国保税等の収入では、その納付金には追いつかないという状況にはなっております。

先ほど4回あって、それが4回とも全てばらばらで億単位で数字が違うということをお願いしましたが、そういった面に加えて、今回の制度改革に伴いまして、県のほうに国の公費というものが投入されます。ただ、その公費の投入というのも、総額というのは3,400億円と聞いておりますが、県のほうに入ってくるのが一体いかほどのものか、その公費の目的につきましては、国保税の激変緩和、それから、保険者努力支援というものが入っております。こういったものが国保事業納付金のほうには直接影響してきますので、確定値となった場合には一体どういうふうになるかというのは、ちょっと見通しがつかない状況になっております。

4回目の通知のほうを参考にじて考えていった場合であっても、金額的には基金のほうから繰り入れるものが7,000万円から8,000万円ぐらいかというところでの検討はつけてありますが、とりあえず基金で持てるところは持って、税の変更ということ、税率の上昇というものは大きな問題かと考えておりますので、持てる基金については、それなりに投入して、ここしばらく、この制度改革まだ始まったばかりですので、納付金の金額等、2年から3年あれば落ち着いてくるのではないかという見込みもありますので、しばらくの間は基金のほうで対応していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） あと4分しかないのです。

私が聞いているのは、平成29年の税率と均等割、平等割、それが変わる、だからいろいろ

るなことを言ったけれども、一番大事なのはこれですよ、これが決定すれば出ちゃうわけですから、上った、下がった、利根町は上るほうに入っているんですか、さっき言った33市町村は上ると県が発表しているわけですよ。利根町はどの位置にありますか、下がりますか、これで終わります。

○議長（船川京子君） 中島保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（中島頼明君） 利根町は上るほうに入っております。

上るほうに入っておりますが、県から示される標準保険税率、示されるだけであって参考にする程度のものであって、町は町で単独で決める権限を持っております。持っている基金、こういうときに活用しなければ何のために活用するのかと、持てるだけ、行けるところまでは税率の値上げというのはしない方向で考えております。

それから、国保事業費納付金でございますけれども、こちらもまた引き下げるという方法もございます。これは先ほど公費の中に保険者努力支援という項目があるということ、私言いましたが、その保険者努力というもの、国保税収納率向上、これは当然としまして、利根町の場合は平成28年度決算で行きますと現年・滞納繰越とも収納率は前年より向上しております。県平均の国保税収納率は大きく上回っております。こういった部分も保険者努力ということの評価に入りますので、国からの公費、こちらのほうの配分を厚くいただけるのではないかと期待しております。

それから、保険事業というものがございまして、こちらのほうは前からやっておりますけれども、医療費通知、それから、年に1回やっております特定健診、人間ドック、脳ドックの助成、こういった健康づくり関連、それから、医療費通知のような啓蒙啓発、そういったものの活動に対して評価されて、保険者努力しているということでの配分がございしますので、これも利根町の場合には、特に特定健診の健診率というものがございまして、健診率に関しては7割を超えております。これは茨城県の中でも5本の指に入るぐらいの成績でございます。そういったところもあります。

よろしいですか。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 3月のときにもう1回やりますから、今のは違うほうに行ったり、こう行っちゃっているから、私が聞いたものに的確に答えてくださいよ、これで終わります。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質問が終わりました。

以上で3日間にわたり行われました通告による一般質問を終わります。

○議長（船川京子君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

あす12月12日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後 3 時 0 0 分散会